

# 市職員の不祥事に対する報告とお詫びについて

## 市長のお詫びのいひ

本市、総務部・総務人事課職員が、  
公金詐取による詐欺容疑で栃木県警  
に逮捕された件につきまして、市政  
を預かる市長として、市民の皆様  
に多大なご迷惑をおかけいたしました  
こと、改めて深くお詫び申しあげま  
す。今回の事件を未然に防止、ある  
いは、早期に発見できなかったこと  
を極めて重く受け止めております。

当該職員については、1月31日付  
をもって、懲戒免職処分を発令し、  
当該職員の直接の管理監督者である  
総務人事課長及び、その指導監督者  
である総務部長についても、その責  
任が果たせなかったとし減給処分と  
いたしました。

また、市長においては、減額10分  
の2、3か月、副市長においては、  
減額10分の1、3か月とする減額条  
例を2月市議会定例会で承認いた  
だきました。

今後は、外部の有識者による第三  
者委員会を設置し、全職員一丸と  
なって、二度と不正を起こさない起  
こさせないという強い決意をもち、  
市民の皆様から信頼をいただける下  
野市となるよう取り組んでまいりま  
す。

平成30年3月1日

下野市長 広瀬寿雄

## 下野市職員の懲戒処分の公表

### ① 処分者

総務部総務人事課人事給与グループ

主幹 吉葉仁一 49歳

### ② 事件の概要

1月22日午前9時頃、栃木県警察  
本部課員が来庁し、本市職員が担当  
する給与事務において、不正な給与  
処理が行われ、公金を詐取している  
疑いがあるとの情報提供及び捜査協  
力の依頼がありました。

これを受け、直ちに、警察と連携  
して調査を開始し、被害が確定した  
部分について、総務部長名による被  
害届を1月24日付で宇都宮中央警察  
署に提出し、同日午後8時8分、当  
該職員が逮捕されました。

### ③ 処分の理由・内容

当該職員が行った公金詐取は刑法  
及び地方公務員法に抵触し、法令違  
反は明白です。この行為は、全体の  
奉仕者たる公務員にあるまじき非違  
行為であり、信用失墜行為の禁止に  
も抵触することから、地方公務員法  
第29条第1項第1号及び第3号の規  
定により、1月31日付で懲戒免職処  
分としたものです。

## 被害総額について

本市の内部調査により判明した被害額は、平成28年8月から平成  
30年1月分までの給与支給において継続して行われ約3,568万  
円と推定されます。なお、平成25年度から27年度に超過勤務手当  
を増加させた形跡があり調査を行っています。

現在、証拠書類が押収され事実確認ができない状況ですので、  
引き続き、警察の捜査と連携して調査を行い、確定した被害額を  
後日公表いたします。

## 再発防止策の実施

### ■ チェック体制の強化

2月分給与支給から、決裁前に、職員個別の給与明細及び振込  
先一覧を、複数人によりチェックを行うとともに、異常な入力値  
については、給与システムに組み込まれた「伸び率チェック」等  
を用いた検査を実施する等、人的チェック体制の強化を図りました。  
また、給与データ処理作業後の振込データの改ざんを防止する  
ため、振り込みデータは会計課が作成することとしました。

### ■ 給与担当者の早期の異動等

給与担当者は3年を目安に異動を行います。また、給与グルー  
プ内での担当業務は、原則、毎年変更することとします。

### ■ 給与システムの改修

現給与システムでは、権限を持つ給与担当者ならば、システム  
で計算出力された給与データや振込データを改ざんすることが可  
能となっていました。

このため、計算出力されたデータを固定し、修正時における解  
除は他の権限者とする等の、不正防止対策を強化したシステムへ  
の改修を行いました。

### (改修の概要)

- ・ 名寄せ、マッチング突合機能の構築
- ・ 会計課における架空口座等のチェック
- ・ 債権者以外の名義口座の登録禁止